

入院時食事療養費の標準負担額のお知らせ

厚生労働省保険局長から通知があり、下記のとおり変更になります。

変更日：令和 7 年 4 月 1 日より

一般 (70 歳未満)	70 歳以上の 高齢者	標準負担額 (1 食当たり)	
一般 (下記以外)		510 円	
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	300 円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	240 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	190 円
該当なし	低所得者Ⅰ	110 円	

静岡県立こども病院